

広島県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

湯浅陽二	氏名				
一 廿日市市大野 四二八〇番地	住所	名称	所在地	業務 種類	指定年月日
		ゆあさ鍼灸院	一 廿日市市大野 四二八〇番地	はり・きゆう	平成二十四年三 月六日